

新司法試験における試験成績の本人通知について

(平成17年11月8日司法試験委員会決定)

短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した者のうち通知を希望するものに対し、次のとおり、成績を通知する。ただし、2の(1)アについては、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者に限り、2の(1)イについては、論文式による筆記試験において、全科目につき最低ラインに達している者に限る。

1 短答式試験の結果

(1) 通知事項

ア 短答式試験の科目別得点及び合計得点

イ 短答式試験の合計得点による順位

(2) 通知時期

6月

2 論文式試験の結果並びに短答式試験及び論文式試験の総合評価

(1) 通知事項

ア 論文式試験

(ア) 論文式試験の科目別得点及び合計得点

(イ) 論文式試験の合計得点による順位

イ 短答式試験及び論文式試験の総合評価

(ア) 総合得点

(イ) 総合順位

(2) 通知時期

合格発表後